

訪問看護ステーション三軒茶屋運営規程

目 次

本則

- 第1条 (目的)
- 第2条 (運営の方針)
- 第3条 (事業の運営)
- 第4条 (事業所の名称及び所在地)
- 第5条 (職員の職種、員数及び職務内容)
- 第6条 (営業日及び営業時間)
- 第7条 (訪問看護の提供方法)
- 第8条 (利用時間及び利用回数)
- 第9条 (訪問看護の内容)
- 第10条 (緊急時における対応)
- 第11条 (訪問看護費及び療養費等)
- 第12条 (通常の業務実施地域)
- 第13条 (その他運営に関する留意事項)
- 第14条 (虐待の防止、感染症の予防のための措置に関する事項)
- 第15条 (災害発生時及び感染症発生時における業務継続計画（B C P）の策定等)

附則

- 附 則

訪問看護ステーション三軒茶屋運営規程

平成24年11月22日
世田谷区社会福祉事業団規程第15号
改正 令和6年4月1日
世田谷区社会福祉事業団規程第38号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団（以下「法人」という。）が設置する訪問看護ステーション三軒茶屋（以下「ステーション」という。）が行う指定老人訪問看護及び指定訪問看護並びに指定居宅サービスに該当する指定訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の職員が、病気やけが等により居宅において継続して療養を受ける状態及び要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師（以下「主治医」という。）が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 訪問看護を提供することにより、健康障害及び要介護状態又は要支援状態にある利用者が心身機能の維持回復を図り、その有する能力に応じ自立した療養生活ができるよう支援する。

(事業の運営)

第3条 事業の運営にあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく訪問看護計画書又は介護予防訪問看護計画書（以下「看護計画書」という。）により適切な訪問看護の提供を行う。

- 2 前項に加え、介護保険法によるサービス提供の場合は、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「ケアプラン」という。）に沿った訪問看護を提供する。
- 3 訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの看護師、保健師、理学療法士及び作業療法士等（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行わないこととする。ただし、医療保険の場合は、看護補助者も訪問できる（看護職員と同時に同行訪問を行う場合）。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 ステーションの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーション三軒茶屋
- (2) 所在地 東京都世田谷区太子堂2丁目4番16号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職員及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者を1名配置する。
- (2) 看護師または保健師（以下「看護職員」という。）を常勤換算で2.5人以上配置し、そのうちの1名は常勤とする。

(3) 理学療法士及び作業療法士等を必要に応じ配置する。

(4) 看護補助者を必要に応じ配置する。

2 前項各号に掲げる職員の職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者は、ステーションの職員を指導監督し、適切な事業運営が行われるよう一元的に管理する。但し、管理上支障がないときは、ステーションの他の職務、又は、同一敷地内の他の施設及び事業所の職務に従事することができるものとする。

(2) 看護職員（但し、准看護師は除く。）は、看護計画書及び訪問看護報告書又は介護予防訪問看護報告書（以下「看護報告書」という。）を作成し、訪問看護の提供に当たる。

(3) 理学療法士又は作業療法士等は、看護計画書及び看護報告書を作成し、訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日は、月曜日から土曜日までとする。但し、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、24時間電話での相談ができる、必要時は訪問看護ができる体制にする。

（訪問看護の提供方法）

第7条 訪問看護の提供方法は、次のとおりとする。

(1) 利用者は主治医に申し込み、ステーションは主治医が交付した指示書に基づき訪問看護計画書を作成し、適切な訪問看護を実施する。

(2) 利用者又はその家族からステーションに直接利用の申込があったときは、主治医に指示書の交付を求めるよう助言する。

(3) 利用者に主治医がないときは、ステーションから地区医師会及び関係機関等に主治医の選定を依頼する。

(4) 指定居宅介護支援事業所から申込があった場合は、主治医に指示書の交付を求めるよう助言する。

(5) 要介護認定等を受けていない利用申し込み者については、その者の意向を踏まえて要介護認定申請が行われるよう、必要な援助を行う。

（利用時間及び利用回数）

第8条 医療保険による訪問看護の実施時間は、次のとおりとする。

(1) 1日1回の訪問につき30分以上1時間30分を標準とする。

(2) 訪問看護の利用日数は、週3日を限度とする。但し、厚生労働大臣が定める疾病等告示の患者、特掲診療料の施設基準等別表第八及び急性増悪等により特別指示書の交付された利用者は除く。

(3) 入院中における試験外泊時の訪問は、特掲診療料の施設基準等別表第七、第八、医師の認めたものに限る。

2 介護保険による訪問看護の実施時間は、次のとおりとする。

(1) 看護師の場合20分、30分、60分及び90分未満を標準とする。

(2) 理学療法士等による訪問の場合、1回につき20分以上とし、週6回を限度とする。

(3) 前項の規定に関わらず、訪問看護に係る利用時間及び利用回数は、ケアプランに定めるものとする。

(訪問看護の内容)

第9条 訪問看護の内容は、次のとおりとする。

(1) 看護に関する知識及び技術の提供と支援

ア 病状の観察及びバイタルのチェック

イ 栄養、食事、排泄、清潔及び移動などの支援

ウ 医師の指示による医療的処置

エ 植瘍処置、気管切開管理、胃管カテーテル管理、ストーマ管理、膀胱カテーテル管理、HOT及びIVH管理など

オ 服薬管理

カ 療養生活、介護方法の指導及び助言

キ 機能維持、管理の為の生活支援及び悪化予防

ク ターミナルケア（介護予防訪問看護は除く）

ケ その他、救急看護及び医師の指示による検査など

(2) 家族、介護者への助言及びアドバイス

(3) 主治医（医療機関）との連携

ア 主治医への報告、連絡及び相談など

イ 主治医からの指示受け

(4) 社会資源の活用と導入

ア 福祉サービスや諸制度の情報提供

イ 医療機関及び他職種との連携

(5) 療養環境の改善

ア 療養環境の整備

イ 介護機器の紹介、工夫及び使用方法の指導など

(6) 定期巡回・随時対応訪問介護看護利用者のアセスメント、連絡体制の確保、「医療・介護連携推進会議」の参加等

(7) 痰吸引など、訪問介護事業所と連携及び実施計画作成等の支援

(緊急時における対応)

第10条 看護師等は訪問看護を実施中に、利用者の病状急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 看護師等は、前項の処置を行った場合には、速やかに主治医及び管理者に報告しなければならない。

(訪問看護費及び療養費等)

第11条 ステーションは、基本利用料として健康保険法又は高齢者医療確保法及び介護保険法に規定する額の支払いを利用者から受けるものとする。

2 医療保険（健康保険法または高齢者医療確保法）の利用者については、健康保険法または高齢者医療確保法に基づく額（以下「看護療養費」という。）を徴収する。

(別表のとおり)

- 3 介護保険でケアプランに基づく訪問看護の利用者については、訪問看護費及び介護予防訪問看護費（以下「訪問看護費」という。）上の額に当該利用者について保険者が判定した負担割合を乗じた額を徴収するものとする。但し、支給限度額を超えた場合は、支給限度額を超えた分を全額利用者の自己負担とする。（別表のとおり）
- 4 第2項及び第3項のほか看護師等の訪問看護の提供が次の各号に該当する時は、その他の利用料として、支払いを利用者から受けるものとする。
 - (1) 医療保険による訪問看護の場合、実費負担の利用料として、訪問看護に必要なおむつ代等の費用を利用者から受け取るものとする。
 - (2) 医療保険による訪問看護で訪問時間が午後10時から午前6時までの間である場合は、交通費として、別表に定める額の支払いを利用者から受けることができる。
 - (3) 第8条第1項で定めた90分を超えた場合及び第2項で定めた90分を超えた場合は、自費扱いとする。
 - (4) 訪問看護と連続して行われる死後の処置は、自費扱いとする。
 - (5) 看護療養費で算定できない場合の訪問について（退院日及び週4回目以降の訪問等）は、自費扱いとする。
 - (6) 介護保険による訪問看護で通常の業務実施地域外へ訪問した場合は、事業所の所在地を起点とした交通費の額の支払いを利用者から受けることができる。
 - (7) 自費による訪問看護のみで訪問した場合は、事業所の所在地を起点とした交通費の額の支払いを利用者から受けることができる。
 - (8) 第6号及び第7号の規定にかかわらず、訪問の時間が午後10時から午前6時までの間にある場合の交通費は、別表に定める額とする。
 - (9) 介護保険、医療保険に関わらず、利用者の都合で訪問を中止した際には、キャンする料金を受けることができる。別表に定める要件と額のとおりとする。
- 5 前項第2号から第5号に係る看護療養費、訪問看護費及びその他の利用料の支払いを受けたときは、個別の費用毎に区別した領収書を交付するものとする。
- 6 訪問看護の提供の開始に際し、利用者又はその家族等に対し、看護療養費、訪問看護費及びその他の利用料の内容及び金額等について説明し、その理解を得るとともに、第4項第6号に定める交通費の受領に関しては、予め、文書による同意を得るものとする。

(通常の業務実施地域)

第12条 ステーションが通常業務を行う地域は、世田谷区の池尻一丁目～四丁目、三宿一丁目・二丁目、太子堂一丁目～五丁目、三軒茶屋一丁目・二丁目、若林一丁目～五丁目、下馬一丁目～六丁目、野沢一丁目～四丁目、上馬一丁目～五丁目、代田一丁目・二丁目、代沢一丁目～五丁目の地域とする。

(その他運営に関する留意事項)

第13条 ステーションは、訪問看護の社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため、以下に掲げる研究や研修の機会を設け、業務体制の整備を図るものとする。

- (1) 採用時研修は、採用時、採用後6ヶ月及び1年以内
 - (2) 現任研修は、年10回以上
 - (3) その他適宜、外部研修等へ参加の機会を設けるものとする。
- 2 看護師等は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持するものとする。また、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、雇用契約上の内容とするものとする。
- 3 訪問看護に係る記録を整備し、これらの書類を訪問看護終了後2年間保管するものとする。
- (虐待の防止、感染症の予防のための措置に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、また感染症の予防及び蔓延を防止するために次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止、感染症の予防のための対策を検討する委員会を年2回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止、感染症の予防のための指針を整備する。
- (3) 看護師等に対し、虐待の防止、感染症の予防のための研修を年1回以上定期的に実施する。
- (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

(災害発生時及び感染症発生時における業務継続計画（BCP）の策定等)

第15条 事業所は自然災害や新型コロナ感染症等の発生等において、非常事態等の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下業務継続計画（BCP）という）を策定し、当該BCPに基づいて必要な措置を講じる

- 2 事業所は所長が推薦する職員をBCP委員とし、委員会を定期的に開催する。
- 3 事業所は従事者に対してBCPについて周知するとともに、必要な研修及び訓練を行い、定期的にBCPの見直しを行い、必要に応じてBCPの変更を行う。

- (1) 新規採用時の研修
- (2) 災害訓練（避難 通報） 年2回
- (3) 感染防止訓練 年1回
- (4) 災害 感染防止研修 年1回

附 則（平成24年11月22日規程第15号）

この規程は、平成25年2月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日規程第15号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日規程第42号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月31日規程第10号）

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（平成30年7月31日規程第19号）

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（令和2年8月27日規程第48号）

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和5年5月26日規程第6号）

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

附 則（令和6年2月28日規程第38号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。